

取扱区分：公開

令和3年第2回

蓮田市農業委員会総会議事録

【注】 発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

〔日 時〕 令和3年2月25日（木）

〔場 所〕 ハストピアギャラリー

令和3年第2回 蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（会長）萩原和夫は、令和3年第2回蓮田市農業委員会総会をハストピアギャラリーにおいて開催するにあたり、各委員を招集する。

1 開催日時 令和3年2月25日（木） 午後2時00分

2 閉会日時 令和3年2月25日（木） 午後3時10分

3 出席委員（9人） ※番号は議席番号

1 番 萩原 和夫	3 番 常見 淳	4 番 野口 勇
6 番 齋藤 博司	5 番 田鍋 光男	8 番 寺田 進
9 番 岩崎 久	10 番 山本 寿一	11 番 吉岡 政広

4 欠席農業委員（0人）

5 出席推進委員（2人） ※（ ）内は担当地区
（平野）山口 実 （蓮田）山口 恵司

6 欠席推進委員（1人）
（蓮田）増田 雅暢

7 出席を求めている委員（緊急事態宣言の発令により）（8人）
農業委員： 2 番 門井 隆 7 番 高橋 建一 12 番 杉崎 國昭
13 番 原田 順一 14 番 竹内 幸男

推進委員： （平野）渋谷 悟 （黒浜）新井 仁 （黒浜）小澤 はつ江

8 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農用地利用集積計画による利用権設定について（賃借関係）

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について

報告 1 農地法第3条第1項第13号の規定による届出の受理について

報告 2 農地法第3の3第1項の規定による届出の受理について

報告 3 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

報告 4 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について

報告 5 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画書の受理について

9 出席した農業委員会事務局職員（2人）

事務局長 柴田 賢次
事務局副主幹 左右田 尚紀

10 傍聴人（0人）

なし

11 会議の概要

（事務局）

ただ今より、令和3年第2回蓮田市農業委員会総会を開催したいと思います。開会に先立ちまして、会長より挨拶をいただきたいと思います。

（会長）—会長挨拶—

（事務局）

ありがとうございました。以降の進行につきましては、会議規則により萩原会長にお願いいたします。

（議長）

令和3年1月25日に開催いたしました、令和3年第1回農業委員会総会の議事録（案）について事前に送付をさせていただき、委員の皆様方においては確認をしていらっしゃると思います。この場で修正をして署名をいただき、議事録とさせていただきます。事前に委員から指摘がございましたので、事務局から訂正の箇所の説明をお願いいたします。

— 議事録の確認 —

（議長）

それでは、私の署名に続きまして、署名をお願いいたします。

前回は今回の出席状況が分からなかったため、議事録署名人の指名ができませんでしたので、前回にもご出席いただいている、●●●●、●●●●をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

本日の委員の出席状況について報告をいたします。本日は、第1回総会と同様に緊急事態宣言の発令に伴い委員の出席数を調整させていただいており、出席委員は14名中9名となりますが、総会に必要な定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。また、推進委員も同様に出席数を調整させていただいており、2名の出席をいただいております。

次に、本日の会議の議事録署名人の指名でございますが、来月の第3回総会の開催方針が流動的で出席委員の予定が立っていない事から、現段階での指名は行わず、本日出席の委員の方で来月の第3回総会の出席依頼する委員の中から当日指名をさせていただきます。

それでは、ただ今から議事に入ります。本日の提出の議案は事前に配布の資料の通りでございます。農地法などの法令の許可に関する議案は、議案第1号から議案第2号までの27案件となり、報告は、報告1から報告5までの33案件となります。

初めに、2ページの議案第1号「農用地利用集積計画による利用権設定について（賃借関係）」でございます。議案第1号について、事務局の朗読をお願いいたします。

（事務局） — 議案第1号、議案書朗読 —

（議長）

ありがとうございました。議案第1号の番号1につきまして、担当地区委員から説明をお願い申し上げます。

（委員）

— 所在地についての説明 —

借受人は貸付人と親戚関係になります。●●では令和1年と令和2年にブロックローテーションを行いました。その跡地に借受人が借りて耕作するということで、利用権を設定しております。よろしくお願いいたします。

（議長）

ありがとうございました。事務局で補足説明がございましたら、お願いします。

（事務局）

特にございません。

（議長）

ありがとうございました。議案第1号の番号1については、担当地区委員さんの説明のとおりでございます。それではただ今の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

（委員）

なし。

（議長）

それでは質問がないようですので、採決をいたします。

議案第1号の番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって議案第1号の番号1については承認をすることにいたします。

続きまして、議案第1号の番号2につきまして、担当地区委員から説明をお願い申し上げます。

(委 員)

－ 所在地についての説明 －

今までは耕作はしていませんでしたが、貸付人からお話があり、隣で耕作していた借受人に延長線上でどうですかということでした。借受人は他にも水田もあり、延長線上であればということで、耕作を進めるという形となりました。

(議 長)

ありがとうございました。議案第1号の番号2について担当地区委員さんの説明のとおりでございます。それではただ今の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

なし。

(議 長)

それでは質問がないようですので、採決をいたします。

議案第1号の番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって議案第1号の番号2について承認をすることにいたします。

続きまして、議案第1号の番号3について担当地区委員さんの方から説明をお願い申し上げます。

(委 員)

こちらは貸付人が休耕にしていた田んぼで、約●●a、1枚ということで条件が良く、地元の農業委員さんが借りて耕作するというので、問題はないと思います。

番号4、番号5も●●になりますので、ご説明します。借受人は地域で最も熱心な稲作農家ですので、こちらも問題はないと思います。よろしくをお願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。

それでは、議案第1号の番号3について担当地区委員さんの説明のとおりでございます。

ただ今の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

なし。

(議 長)

それでは質問がないようですので、採決をいたします。

議案第1号の番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって議案第1号の番号3については承認をすることにいたします。

続きまして、議案第1号の番号4、番号5について担当地区委員さんの方から説明を先ほどいただきました。番号4、番号5の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

なし。

(議 長)

それでは質問がないようですので、採決をいたします。

議案第1号の番号4、番号5について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の方賛成でございます。

よって、議案第1号の番号4、番号5について承認をすることにいたします。

続きまして、議案第1号の番号6、番号7、番号8について担当地区委員さんの方から説明をお願い申し上げます。

(委 員)

同じく●●の田ですが、こちらもブロックローテーションの跡地を借受人が水田をすることとして、息子さんも手伝うとのことですので問題はないと思います。よろしくお願いします。

(議 長)

ありがとうございました。

議案第1号の番号6、番号7、番号8について担当地区委員さんの説明のとおりでございます。ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

なし。

(議 長)

それでは質問がないようですので、採決をいたします。

議案第1号の番号6、番号7、番号8について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第1号の番号6、番号7、番号8について承認をすることにいたします。

続きまして、議案第1号の番号9について担当地区委員さんの方から説明をお願い申し上げます。

(委 員)

畑地で、●●、●●、●●と3枚になっています。●●と●●については、見てまいりましたが問題はないのですが、●●が毎年農地パトロールで分類がBとして、再生困難な農地であります。現在色々と整地してもらっているのですが、農地としては1割から2割しか再生されていません。

再度現地に行きましたところ、木が生えておりまして、正式名は分かりませんが、直径が20cmから10cmぐらいのものが4、5本、他に細いもので3か所ぐらい分類していきまして、果樹利用として農業委員会は通らないとお伝えしてきました。3月2日までに立会いの下で処分するので、利用権を設定していただきたいとのことです。私にすべて任されており、果樹営農ができるようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。

(委員)

付け加えてよろしいですか。個人的なことになってしまいますが、貸付人は心臓が悪く、外にも出られない状態であるため、借受人に頼み管理していききたいとのことです。よろしくお願いいたします。

(委員)

この方は果樹営農をしていたのですか。

(委員)

●●でキウイ等を植えてありまして、他の畑では5本ぐらい栗が植えてあります。他に●●の脇は空き地になっていきまして、果樹を植えて管理をしていききたいとのことです。

●●地区は今までB分類でしたので、こちらを綺麗にしていただけないと利用権は設定できないとお伝えしています。3月2日までにとのお約束で立ち会いをするとお伝えしています。よろしくお願いいたします。

(議長)

他に何かありますか。

それでは3月2日に確認をさせていただいて、許可を出すということでよろしいですか。

(委員)

それでも仕方がないと思います。●●のところだけで、下の●●と●●については問題ないと思います。いかかでしょうか。

(事務局)

おそらく利用権設定の用紙は1枚に書かれていきまして、全部で4筆あり、1筆ごとに出すということとはできないと思います。3月2日に確認してこちらにご連絡いただいた上で、許可という形にこの案件だけさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

(委員)

それで結構です。どうしても駄目であれば、1年ということなので様子を見たいと思いま

す。5年、10年だと問題がありますが、1年ですから、その間に3か所の進み具合を見たいと思います。それで駄目であれば、1年で利用権設定はできないということになります。よろしくお願いいたします。

(議長)

それでは、先ほど局長の申し上げた通り、3月2日以降に確認をいたしまして、許可出すということで、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、ただ今の条件付きで議案第1号番号9については承認をすることにいたします。

続きまして、議案第1号の番号10、番号11、番号12について担当地区委員さんの方から説明をお願い申し上げます。

(委員)

借受人は以前に●●●をしておりましたが、2、3年前に辞めまして、これから稲作を拡大して、意欲的に熱心に稲作をしていきたいとのことで問題はないと思います。

(議長)

ありがとうございました。

議案第1号の番号10、番号11、番号12について担当地区委員さんの説明のとおりでございます。ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

(委員)

賃借権のところで、片方は物納で、もう片方は0円ということですが、何か分かりましたらよろしくお願いいたします。

(事務局)

それぞれ利用権が出て、番号12の利用権で賃借権となっていますが、貸付人の3名で決めてもらうようにお願いをしていました。借受人はただで借りたい、貸付人は賃借にしていたきたいと意見の食い違いがあり、農政課の方では決められませんので、双方立ち会って、お二方で決めていただいたという経緯があります。

このような結果から類推すると3ページの番号10、番号11で、番号10の貸付人は使用貸借で、番号11の貸付人は物納で決まりました。借受人は番号12では賃借●●●●円で、番号10では使用貸借で0円ということになりました。将来的にはよくないことですが、農業委員会では言えないところなので、このような形になっています。

(議長)

他に何かご質問ございますか。

なし。

(議 長)

それでは質問がないようですので、採決をいたします。

議案第1号の番号10、番号11、番号12について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第1号の番号10、番号11、番号12について承認をすることにいたします。

続きまして、議案第1号の番号13について申し訳ないですが、本日、担当委員がいませんので、こちらは後で説明させていただきます。

それでは、議案第1号の番号14について担当地区委員さんの方から説明をお願い申し上げます。

(委 員)

2筆ありますが、1枚の田んぼになります。今までも作っていましたが、貸付人が亡くなりまして息子さんに代わったとのことで新規になりました。よろしくをお願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。

それでは、議案第1号の番号14について担当地区委員さんの説明のとおりでございます。ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

なし。

(議 長)

それでは質問がないようですので、採決をいたします。

議案第1号の番号14について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第1号の番号14について承認をすることにいたします。

続きまして、議案第1号の番号15について担当地区委員さんの方から説明をお願い申し上げます。

(委 員)

ー 所在地についての説明 ー

今まで貸付していた方が亡くなられ、急遽返すということになりました。一緒に耕作していた借受人と6月にブルーベリーを収穫してから更地にして返すということで、貸付人も了解をして10月までお貸しするということになりました。

問題はないと思いますが、事務局の方でご説明がありましたら、お願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局で補足説明がございますか。

(事務局)

議案第1号の番号15について担当地区委員さんの説明のとおりでございます。

(議 長)

ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

なし。

(議 長)

それでは質問がないようですので、採決をいたします。

議案第1号の番号15について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第1号の番号15について承認をすることにいたします。

続きまして、議案第1号の番号16について担当地区委員さんの方から説明をお願い申し上げます。

(委 員)

借受人は新規就農者で、今回、市役所からの紹介で借り受けることになったということでした。

(議 長)

ありがとうございました。事務局で補足説明がございますか。

(事務局)

借受人は●●●●を出て、●●歳ぐらいです。1年ぐらい前までは●●●●の●●●●という大きな法人で、●●の農業をする方を育てている会社にいましたが、昨年の4月に退社して、蓮田市で就農しております。

認定新規就農者というのがありまして、その認定を12月に受け、今年度、蓮田市の新規就農者に対する補助金を受ける対象となる方で、●●●でくわいなども栽培しているのですが、●●でも露地栽培をしたいということで、農地を買いたいとの申し出により紹介に至りました。

(議 長)

ありがとうございました。議案第1号の番号16について担当地区委員さんの説明のとおりでございます。ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

なし。

(議 長)

それでは質問がないようですので、採決をいたします。

議案第1号の番号16について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第1号の番号16について承認することにいたします。

続きまして、議案第1号の番号17から番号26については、再認定の案件となりますので、説明は省かせていただきます。議案第1号の番号17から番号26について、ご質問ご意見等はございますか。

(委 員)

番号25の●●●●で賃借料が●●●●円、普通畑利用ですが、主に何を作られていますか。

番号26は●●●●㎡で●●●●円になっています。

(事務局)

金額については双方の合意の上で決まっております。

(委 員)

何を作っているか、分かればお聞きしたいのですが。

(委 員)

キャベツと毎年変わるのですが、葉物を作っています。

(議 長)

他に何かご質問ございますか。

なし。

(議 長)

それでは質問がないようですので、採決をいたします。

議案第1号の番号17から番号26について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第1号の番号17から番号26について承認することにいたします。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。事務局の朗読をお願いいたします。

(事務局) — 議案第2号、議案書朗読 —

(議長)

ありがとうございました。議案第2号の番号1について、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

周辺の住職に伺ったのですが、墓地が●●では場所もなくなってきていますし、市内の墓地が少なくなってきたという状況で、そのような観点から墓地を作るということで計画を立てたようです。墓地になりますので勝手に作るわけにもいかず、条例に基づいて進めております。

農地として今は更地で、元々は国道122号を作るときに水田を埋めて高台になっています。地目そのものは田ですが、実際の現況は畑です。事前着工はしておりません。みどり環境課の方も問題ありません。事務局の方で補足がありましたら、ご説明をお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。事務局で補足説明をよろしく申し上げます。

(事務局)

補足説明資料の3ページをご覧ください。農地性としましては、第2種農地で第1種農地および第3種農地に該当しない農地になります。

資金計画につきましては、事務局の方で確認済みです。

排水計画について、雑排水は合併浄化槽を通しまして、くみ取り排水という形になります。雨水は敷地内浸透処理です。

現場確認ですが、提出がかなり前でしたので雑草などが生えていましたが整理されており、問題もなく、事前着工も農地法違反ありませんでした。

先ほどご説明がありましたが、蓮田市墓地埋葬等に関する条例ということで、本日参考に配らせていただきました。今回はこちらの条例に基づく初めての案件になります。農業委員会の許可の後に、こちらの条例の第4条の市長の許可で、とりあえず見込みということで、みどり環境課から蓮田市長名で特に問題はなく許可見込みがありますという文書をいただいています。また、国道122号の関係での水道の給水の関係、元荒川の河川区域の問題もあり、こちらは杉戸県土整備事務所と調整ができた確認が取れております。

周辺住民の方の説明を求められることになりまして、今年の3月から行っていましたが、コロナの影響で実際の説明会はできず、周囲の100mの範囲の住民を対象に説明会に代えて資料を送らせていただけてきました。そちらの資料に基づいてご質問があった場合は4月、5月とご回答をしていました。6月にみどり環境課の公聴会が設けられ、反対意見、ご質問はなかったと聞いています。

実際の墓地の関係になりますが、区画は今の計画で●●●区画です。宗派は問わず無宗派も対象となります。広さも3,000㎡以上ということで、埼玉県農業会議の常設審議委員会で意見を伺う案件となります。以上です。よろしくお願いします。

(議長)

ありがとうございました。議案第2号の番号1について担当地区委員さんの説明のとおりでございます。ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

(委員)

●●●さんが本当にされるのですか。名前を貸すだけですか。

(事務局)

こちらでご提示をいただいているものは、名義だけではなく、●●●自体が行います。お寺では檀家さんですが、こちらでは宗派を問わずメモリアルパークのような形で開放することでした。

(議長)

他に何かご質問ございますか。

(委員)

説明会をせずに資料を配布ということでしたが、それに対してどのような意見がありましたか。

(事務局)

申し訳ございませんが、反対意見の内容は確認できていません。反対意見はなかったとは聞いています。100m範囲で●●軒ぐらいが対象で、昨年4月、5月、6月にいただいていたということで、6月10日にみどり環境課で公聴会を開いたときに直接ご意見のある方はと求めていましたが、参加者はいらっしゃらなかったということです。内容の方は後で確認させていただきます。

(委員)

●●●さんで石材店をしていると聞きましたが、いかがですか。

(事務局)

石材店も入ります。主要の仕入れ先ということで石材会社も入りますが、申請自体は●●●さんの名前でいただいております。

(議長)

他に何かご質問ございますか。

(委 員)

譲受人は何歳ぐらいの人ですか。

(事務局)

●●●年生まれの方です。

(議 長)

他に何かございますか。

(委 員)

こちらの墓地建設ですが、1区画辺りどのくらいで販売予定なのでしょうか。

(事務局)

金額までは分かりませんが、A区画からG区画の7種類の区画がありまして、1区画の広さはだいたい1㎡くらいと思われます。それが●●●区画あります。

(委 員)

細かいところですが、議案の方では地番の上から3番目が●●●●と枝番がありますが、補足説明資料ですと●●●番は枝番がありません。

(事務局)

●●●番は特に分筆していませんので、枝番はつきません。

議案第2号の7ページの上から3番目の枝番がありますが、消してください。申し訳ございませんでした。

(議 長)

他に何かございますか。

なし。

(議 長)

よろしいですか。それでは質問がないようですので、採決をいたします。

議案第2号の番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第2号の番号1について承認をすることにいたします。

それでは暫時休憩といたします。

— 休憩 —

(議 長)

休憩を閉じまして会議を再開いたします。

先ほどの議案第1号の番号13について、事務局で補足説明をよろしくをお願いします。

(事務局)

4ページの議案第1号の番号13ですが、前耕作者が体調不良のため規模縮小をせざるを得なくなり、貸付人が代わりに耕作をしていただける人を探した結果、借受人が耕作していただけることとなり今回の申請となりました。

借受人は前年度の農家組合長でございまして、市の方での、●●●●の田の体験などの指導をしていただいている信頼できる方ですので、大丈夫だということです。

(議 長)

ありがとうございました。議案第1号の番号13について担当地区委員さんの説明のとおりでございます。ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

なし。

(議 長)

よろしいですか。それでは質問がないようですので、採決をいたします。

議案第1号の番号13について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第1号の番号13について承認をすることにいたします。

次に報告事項に入ります。報告1から報告5について、事務局より朗読と説明をお願い申し上げます。

(事務局) — 報告1から報告5、朗読 —

(議 長)

ありがとうございました。以上、事務局の方で朗読いたしました報告1から報告5について質問等がある方は挙手をお願いします。

(委 員)

報告1の番号1から番号7で権利区分が所有権になっていますが、農林公社さんが土地を買うという認識でよろしいですか。

(事務局)

そうでございます。一旦、農林公社が買って、それを他の方に売り渡します。

どなたが買うことになるかと申しますと●●●●という会社で●●にあります。最近は蓮田市でも、利用権設定や公社を通さず買ったりしている会社です。数か月以内に農林公社か

ら●●●●の方に第3条の許可申請がされる予定です。ではなぜ農林公社が買うのに報告になるのかということになりますが、農地法第3条では通常、市街化調整区域ですと許可申請となり議案にあげられるのですが、届出でよいとされている項目があります。将来的に所有権が移る相続の場合は届出になります。

今回の農林公社については届出となるのですがその部分を紹介します。農地法第3条の第1項第13号、「農地中間管理機構が農林水産奨励に定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農業経営基盤強化促進法第7条第1項に掲げる事業の実施によりこれらの権利を取得する場合」とありまして、農林公社が買う場合には届出となるというような定めになっており、今回の報告とさせていたしました。

なぜ直接買わずに農林公社を通すのかというお話になりますが、色々と有利な点があります。譲渡取得、売り渡した人には●●●●円の特別控除があります。●●●●の方ですと不動産取得税の3分の1の控除です。不動産登記時の登録免許税の支払いがありません。売り主と買い主の間に農地中間管理機構が入って手続きの書類を作成していただけるというメリットがあります。このように、売り主と買い主の双方にメリットが多いため、今回このような買い方となったということです。

(委 員)

以前は農業委員会斡旋というような事業がありましたが。農業委員会で斡旋すると、買った方も売った方も所得税なども減額されるということです。今から40年ぐらい前はあったと思います。

(事務局)

調べておきます。

(委 員)

農業委員会斡旋で土地を父の代で買っております。

(委 員)

そうすると、農家が農地を買うときは公社を利用するといいいのですか。

(事務局)

その方が有利な点が多いと思います。

(委 員)

そういう不動産業をすればいいと言うたらいかがですか。

(事務局)

詳しくは調べないと分かりませんが、全てというわけではありません。

(委 員)

売買代金はどのくらいですか。

(事務局)

売買代金は㎡で●●●●円、1反あたりおよそ●●●●●円です。

(委 員)

公社は手数料を取らないのですか。

(事務局)

手数料はないと思います。こちらも調べます。

農業経営基盤強化促進法第7条第1項に掲げる事業というものがありますので、それに合致しているということになりますが、調べてみます。

(議 長)

他に何かございますか。

(委 員)

報告5の番号1で、●●●●●㎡のうちの●●●●●㎡というのは何ですか。

(事務局)

カンマではなく少数点になり、●●●●●㎡となります。紛らわしい表記で失礼いたしました。

(議 長)

他に何かございますか。

なし。

(議 長)

特に質問が無いようですので、報告事項を終わります。

それでは、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

なし。

(議 長)

本日は委員の皆様方の貴重なご意見及び慎重なるご審議等ご協力いただきまして、誠にあ

りがとうございました。